

一般社団法人エネルギー・資源学会 会誌「エネルギー・資源」

ならびに

電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」

投稿規則

* 投稿は当委員会からの依頼原稿を除く。

第1条（目的）

本規則はエネルギー・資源学会 会誌「エネルギー・資源」（以下「会誌」という）ならびに電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」に関する投稿原稿の投稿と掲載基準を定めるものとする。

第2条（投稿資格）

投稿原稿の主著者（筆頭著者）は、本会の会員（正会員・特別会員・学生会員）とする。

第3条（投稿原稿）

- (1) 投稿原稿は、学問的、技術的知見、経験などで会員の相互啓発、ひいてはわが国の産業界、学界等の発展に役立つものとする。
- (2) 原稿（内容）はエネルギー・資源・環境等に関する分野のものとする。
- (3) 原稿は本規則および「会誌執筆要項兼テンプレート（各種別用）」に従って執筆するものとする。また、一般に公正妥当と認められる投稿の慣行に従い、不正がないものであること。これらに準拠していない原稿は受理されないことがある。
- (4) アンケート調査等、人を対象とする研究に関する研究論文および技術論文は、著者が所属する機関の倫理審査委員会等の審査・承認を得たものであること。
- (5) 原稿は本会 Web サイト「会誌・論文誌への投稿フォーム」
(https://www.jser.gr.jp/mj/form_to_post/) よりアップロードする。「会誌・論文誌への投稿フォーム」よりアップロードできない場合は、Eメールに添付してエネルギー・資源学会事務局 (toko@jser.gr.jp) まで提出する。
- (6) 原稿投稿の際、所定の「執筆者連絡カード」に必要事項を記入して添付する。
- (7) 最終原稿提出時に事務局から送付される著作権譲渡書を郵送にて提出する。

第4条（原稿の種別）

以下の通りとする。（*）印の付いている原稿種別については投稿を受け付ける。なお、研究論文および技術論文は、会誌には和文アブストラクト1頁のみを掲載し、全文はJ-STAGE（科学技術情報発信・流通統合システム）による電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」により刊行する。

J-STAGEに掲載されるPDFファイルのセキュリティ設定はJ-STAGE運用マニュアルのPDF作成指針の推奨設定に合わせる（学会HPに掲載される電子版「エネルギー・資源」のPDFファイルのセキュリティ設定も同様とする）。

種 別	内 容	1 件につき基準頁数
論 説	提案，意見，批評，時評	2
展 望・解 説 (*)	現状と将来の見通し，研究・技術の総合解説，レビュー	5
特 集	価値あるトピックスの展望・解説など	5
シリーズ特集	特定のテーマについての展望・解説などを連載	5
研 究 論 文 (*)	オリジナルな研究論文で本会の会誌に掲載するのが適当とみられるもの	5-10
技 術 論 文 (*)	オリジナルな論文で主としてエネルギー・資源・環境に関わる実験や調査の分析結果等を報告するもの	5-10
研究者・実務者のためのエネルギー・資源講座	広範な分野に跨るエネルギー・資源・環境研究の基本的知識について，研究者・実務者を対象とした分かりやすい解説を提供	5 以内
歴史の散歩道	歴史に名を残す人物や出来事に関する読み物	4 以内
見 聞 記	国際会議の報告，内外の研究機関の見学記など	3
活 動 報 告	エネルギー・資源学会で行った活動の報告など	3
書 評	価値ある新刊図書の紹介	0.5
グループ紹介	企業，研究機関，大学等のグループ紹介	1-2
技術・行政情報	価値ある技術・行政情報の簡潔な解説	1
談 話 室	会員相互の情報交換，会員の自由な声，随想など	1

第 5 条（掲載料等）

- (1) 研究論文および技術論文については，会誌へのアブストラクト掲載料ならびに電子ジャーナルへの本文掲載料を，細則 1 に従い徴収する．別刷は，希望がある場合に実費で提供する．
- (2) 研究論文および技術論文以外の投稿原稿については，細則 2 に従い掲載料を徴収し，掲載原稿の PDF ファイルを進呈する．別刷は，希望がある場合に実費で提供する．

第 6 条（原稿受付・受理の取扱い）

- (1) 投稿原稿については，全て査読委員会にて事前に審査を行い，本規則にそぐわない原稿は受け付けない．審査結果と受け付けられた原稿については受付日（原稿が本会に到着した日）を著者に通知する．
- (2) 受付原稿は，査読委員会から任命された査読者により審査される．査読委員会からの結果通知に基づき編集実行委員会（原則として年 6 回，偶数月に開催）が審査し採否を決定，著者に通知する．採用となった原稿の受理日は編集実行委員会の開催日とする．なお，種別の変更を求めることがある．
- (3) 編集実行委員会が照会を行った場合，著者は指定期日までの回答が求められる．照会から 3 ヶ月以内に著者が回答しない場合は，「辞退」とみなされる．
- (4) 原稿が大幅に訂正された場合には，編集実行委員会の判断により「再受付」とすることがある．

第7条（著者校正）

著者校正は、初校のみとする。ただし、内容の変更は認めない。もし変更した場合は編集実行委員会において再審査を行う。

第8条（著作権）

投稿者は、本会に著作権を譲渡するものとする。ただし、以下の権利は著者の手元に残るものとする。

- ＊著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること
- ＊著者が営利を目的とせずに行う複写（例えば教育資料としての使用）
- ＊その他、日本の著作権法に反しない利用

第9条（改廃）

本規則の改廃は、編集実行委員会の承認を経て行う。

（細則1）

研究論文および技術論文の掲載料は、1頁につき6,000円とする。

（細則2）

研究論文および技術論文を除く投稿原稿の掲載料は、刷上り1頁につき6,000円とする。なお、基準頁数を超える場合は、超過分1頁につき10,000円とする。

※金額は消費税別

（平成 2年 4月27日 編集実行委員会 制定）

（令和 7年10月24日 編集実行委員会 改定）